

平成28年度

# 行政監査の結果に関する報告書

(法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況について)

平成29年3月

島根県監査委員



監 第 1 3 3 号

平成29年3月14日

島 根 県 議 会 議 長  
島 根 県 知 事 様  
島根県公安委員会委員長

島根県監査委員 角 智 子

島根県監査委員 中 島 謙 二

島根県監査委員 錦 織 厚 雄

島根県監査委員 後 藤 勇

平成28年度行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況に関する行政監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出します。

なお、監査意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定による措置状況の通知については、平成29年9月末日までに行ってください。



## 目 次

第 1	行政監査の趣旨	1
第 2	監査の概要	1
1	監査対象事務	1
2	選定理由	1
3	監査の着眼点	1
4	監査実施機関	1
5	監査実施期間	2
6	監査の実施方法	2
第 3	監査結果	4
1	実施要綱等及び検査等マニュアルの整備状況	4
2	実施計画の策定状況及び実施状況	5
(1)	実施計画の策定状況	5
(2)	実施計画の実施状況	6
(3)	検査等の実施頻度	6
3	実施体制の状況	7
(1)	実施機関	7
(2)	検査等従事者数等	7
4	職員の研修の状況	8
(1)	職員研修	8
5	検査等の実施内容	8
(1)	指摘基準等の設定	8
(2)	無通告検査の実施	9
(3)	検査重点項目の設定	9
(4)	検査等の効率化	10
(5)	内部けん制機能に関する検査	10
(6)	関係機関との連携	11
6	検査等の実施結果の取扱い	11
(1)	検査結果の報告・復命	11
(2)	検査結果の通知、改善措置状況の報告等	11

(3) 検査結果の同業団体等への情報提供	13
(4) 検査結果の総括・分析、公表	14
7 不適正事案等に対する対応	14
<b>第4 監査意見</b>	<b>16</b>
1 実施要綱等及び検査等マニュアルの整備等	16
(1) 実施要綱等の整備及び見直しについて	16
(2) 検査等マニュアルの整備及び見直しについて	16
2 実施計画の策定	17
(1) 実施計画の策定について	17
(2) 目標達成に向けた取組の進行管理について	17
3 検査等の実施体制	17
(1) 実施体制の状況について	17
4 職員の研修等	18
(1) 新任担当職員・実務担当職員の育成について	18
5 検査等の実施結果の取扱い	18
(1) 検査結果の報告・復命について	18
(2) 検査結果の通知について	18
(3) 改善措置状況報告に対する確認について	19
(4) 検査結果の同業団体等への情報提供について	19
(5) 検査結果の総括・分析について	19
6 参考事例	19
(1) 専門的知識を有する者の活用	19
(2) 実施体制の効率化	20
(3) 検査技術向上の取組	20
ア 研修の実施にあたって工夫している取組	20
イ 担当職員の資質向上のための取組	20
(4) 検査等の効率化	21

## 第1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県の事務の執行について、合法性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から実施する。

## 第2 監査の概要

### 1 監査対象事務

法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況について

### 2 選定理由

県では、法令等に基づき、環境、医療、福祉、農林水産業、土木等、多岐にわたる分野において、団体等に対する各種検査、監査等（以下「検査等」という。）を実施している。

これらの検査等が適切に行われることは、団体等の事業の適正な運営確保につながり、ひいては県民の安心感を高め、県行政に対する信頼を深めることになる。

このため、県が行っている団体等に対する検査等の状況を監査し、より効率的・効果的で適切な検査等の執行に資することとする。

### 3 監査の着眼点

次の着眼点から監査を実施した。

- ア 検査等に係る実施要綱等の整備状況は適切か。
- イ 検査等に係る実施計画の策定状況及び実施状況は適切か。
- ウ 検査等の実施体制は整っているか。
- エ 職員の研修等は適切に行われているか。
- オ 検査等の実施内容は適切か。
- カ 検査等の実施結果の取扱いは適切か。
- キ 不適正事案等に対する対応は適切か。

### 4 監査実施機関（表1）

本監査を実施するに当たり、平成27年度の法令等に基づき県が実施した団体等に対する検査等の実施状況について把握するため、知事部局、企業局、病院局、県議会事務局、教育庁、警察本部、各委員会事務局に事前調査を行ったところ、39所管課において206事務の該当があった。

この中から、各部局の処理事務数の構成割合や事務の内容を考慮の上、27事務を抽出し、それらの事務を執行している42機関を監査実施機関とした。

法令等で実施が義務づけられているものを「義務検査」、法令等で必要に応じて実施できるとされているものを「任意検査」として分類したところ、義務検査が3事務（延べ3機関）、任意検査が25事務（延べ40機関）であった。なお、義務

検査と任意検査の合計事務数と監査対象事務数、義務検査と任意検査の合計機関数と監査実施機関数がそれぞれ合致しないのは、同一検査において、義務検査と任意検査の両方を実施する機関が1機関あり、それぞれに計上していることによる。

また、性質別に分類すると、「生活・環境に関するもの」が8事務（延べ13機関）、「医療・福祉・教育に関するもの」が10事務（延べ12機関）、「経済活動に関するもの」が9事務（延べ17機関）であった。

## 5 監査実施期間

平成29年1月16日（月）～18日（水）

## 6 監査の実施方法

監査は、監査実施機関42機関のうち、10機関について実地監査を、32機関について書面監査を行った。

（表1）

監査対象事務等及び監査実施日一覧

所管課	番号	検査等事務名 (監査対象事務)	根拠法令等	検査等実施機関 (監査実施機関)		検査等区分		分類	※ 監査実施日
				本庁	地方機関	義務	任意		
総務部 総務課	1	私立学校調査	私立学校振興助成法第12条第1号 地方自治法第221条第2項	総務課			○	医療・福祉・教育	1月16日
防災部 消防総務課	2	液化石油ガス法関係立入検査	高圧ガス保安法第62条第1項 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条第1項並びに第3項及び第4項	消防総務課			○	生活・環境	1月18日
環境生活部 環境生活総務課 (消費とくらしの安全室)	3	消費生活協同組合運営状況検査	消費生活協同組合法第94条第2項	環境生活総務課 (消費とくらしの安全室)			○	生活・環境	1月16日
	環境政策課	4	水濁法22条第1項に係る立入検査	水質汚濁防止法第22条第1項		出雲保健所 浜田保健所	○	生活・環境	1月16日
産業部 産業物対策課	5	産業廃棄物関連立入検査 (産業廃棄物排出事業者・産業廃棄物処理施設設置者・産業廃棄物処理業者・一般廃棄物処理施設設置者)	産業物の処理及び清掃に関する法律第19条		松江保健所 益山保健所		○	生活・環境	1月16日
医療部 医療政策課	6	医療機関への立入検査	医療法第25条第1項		松江保健所 浜田保健所		○	医療・福祉・教育	1月16日
福祉部 地域福祉課	7	生活保護施設監査	生活保護法第44条第1項	地域福祉課			○	医療・福祉・教育	1月18日
健康福祉部 高齢者福祉課	8	社会福祉施設等指導監査	老人福祉法第18条第2項及び第29条第9項	高齢者福祉課			○	医療・福祉・教育	1月17日
	高齢者福祉課	9	介護保険施設等実地指導・監査 (在宅サービス・施設サービス)	介護保険法第24条及び第76条、第83条、第90条、第100条、第112条並びに第115条の7	高齢者福祉課		○	医療・福祉・教育	1月16日
青少年家庭課	10	児童福祉施設の指導監査	児童福祉法第46条（児童福祉施設） 児童福祉法第34条の5（児童自立生活援助事業）	青少年家庭課			○	医療・福祉・教育	1月18日



所管課	番号	検査等事務名 (監査対象事務)	根拠法令等	検査等実施機関 (監査実施機関)		検査等区分		分類	※ 監査実施日
				本庁	地方機関	義務	任意		
健康福祉部	子ども・子育て支援課	11 保育所指導監査	児童福祉法第46条	子ども・子育て支援課			○	医療・福祉・教育	1月16日
	子ども・子育て支援課	12 認可外保育施設立入調査	児童福祉法第59条第1項	子ども・子育て支援課			○	医療・福祉・教育	1月17日
	障がい福祉課	13 指定障害福祉サービス事業所等指導	障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第11条第2項	障がい福祉課			○	医療・福祉・教育	1月18日
	薬事衛生課	14 食品衛生施設の監視指導(食品衛生法)	食品衛生法第28条第1項		雲南保健所 県央保健所		○	生活・環境	1月16日
	薬事衛生課	15 食品衛生施設の監視指導(食品表示法)	食品表示法第8条第1項		雲南保健所 県央保健所		○	生活・環境	1月16日
	薬事衛生課	16 薬局、店舗販売業、管理医療機器販売業への立入検査	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第69条第2項、第3項及び第4項		出雲保健所 益田保健所		○	医療・福祉・教育	1月16日
農林水産部	薬事衛生課	17 旅館業営業者等に対する立入検査	旅館業法第7条第1項		雲南保健所 隠岐保健所		○	生活・環境	1月16日
	農業経営課	18 農業共済組合に対する検査	農業災害補償法第142条の2、第142条の3、第142条の4	農業経営課			○ (定期・ 臨時)	経済活動	1月17日
	農産園芸課	19 農業販売者立入検査(立入調査)	農業取締法第13条第1項及び第3項並びに同法施行令第4条第1項及び第2項		東部農林振興センター・ 隠岐支庁農林局		○	経済活動	1月16日
	畜産課	20 牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導(農家)	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第56条 牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について		出雲家畜保健衛生所 川本家畜保健衛生所		○	経済活動	1月16日
	畜産課	21 牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導(飼料業者)	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第56条 牛海綿状脳症発生防止のための飼料規制の遵守に係る検査・指導の実施について		東部農林振興センター 西部農林振興センター		○	経済活動	1月16日
	商工労働部	観光振興課	22 旅行業に係る立入検査	旅行業法第26条	観光振興課			○	経済活動
商工政策課		23 食料品製造業・流通業立入検査	計量法第148条	商工政策課			○	経済活動	1月17日
土木部	土木総務課 (建設産業対策室)	24 建設業法違反疑義調査	建設業法第31条第1項	土木総務課 (建設産業対策室)		雲南県土整備事務所 浜川県土整備事務所	○	経済活動	1月17日
	建築住宅課	25 宅地建物取引業者立入検査	宅地建物取引業法第71条、第72条		松江県土整備事務所 益田県土整備事務所		○	経済活動	1月16日
	都市計画課 (景観政策室)	26 屋外広告業立入検査	屋外広告物法 鳥根県屋外広告物条例第21条の4	都市計画課 (景観政策室)			○	生活・環境	1月16日
警察本部	生活安全企画課	27 古物商等への立入及び調査	古物営業法第22条第1項	生活安全企画課		松江警察署 大川警察署	○	経済活動	1月18日
合計		27事務		14(延べ16)機関	延べ26機関				

※書面監査：1月16日、実地監査：1月17日・18日

### 第3 監査結果

#### 1 実施要綱等及び検査等マニュアルの整備状況

実施要綱等の整備状況は、表2のとおりである。

33機関で、検査等の目的・種別、実施体制、実施計画、検査・監査基準、結果に対する措置等を適宜定めた実施要綱等が整備されていた。整備にあたっては、県独自の要綱・要領等を作成しているもの、国の要綱・要領等に基づいているもの、あるいは国の通知等を参考にしているものなどがあつた。

実施要綱等を整備していない9機関の中には、検査項目等を記載した調査票を作成し、検査等を実施しているものもあつた。

また、現在使用されている実施要綱等においては、20年以上前に策定されたまま、法改正の反映や様式変更がされていないもの、法律の名称や対象業種区分の変更が反映されていないものがあつた。こうした中には、考え方が変わっていないので、業務に支障を来すことはないとするものもあつた。

表2 実施要綱等の整備状況

		義務検査	任意検査	計（実機関数）
実施要綱等の整備	している	3	31	34（33）
	していない	0	9	9（9）
計		3	40	43（42）

注：同一検査において、義務検査・任意検査の両方を実施する機関が1機関ある。  
以下の表においても同様。

検査等マニュアルの整備状況は、表3のとおりである。

マニュアルとは、一般的に、検査等の技術レベルや検査等の統一性、公正性を確保するため、検査等の手順などを体系的にまとめた手引書をいうが、過半数の機関において、個別・具体的な着眼点（チェック項目）、検査項目、チェック項目に対する適否を判断する基準（適否の判断基準）、改善検討等を促す場合の基準（処分の判断基準）、検査等の実施手順を適宜定めたマニュアルが作成されていた。また、中には、国の検査マニュアルをそのまま準用しているものもあつた。

検査等マニュアルを整備していない事務（19機関）のうち、法令等の規定を直接違反か否かの判断材料として検査等を実施する事務を除く16機関については、マニュアルに代わるものを整備しているとしていたが、これらの中には、手順等を定めていないものや不適とする項目について、指導区分（文書・口頭）の判断基準がなく、同じ事務を行う地方機関の間で取扱いに差が生じる可能性が懸念されるものがあつた。

検査等マニュアルを整備しているものにおいても、チェック項目のみで手順等の定めがないもの、制定された年月日が不明で、決裁が行われた形跡が見られないものがあった。

表 3 検査等マニュアルの整備状況

	義務検査	任意検査	計（実機関数）
検査等マニュアルを整備している	2	22	24（23）
検査等マニュアルに代わるものを整備している	1	15	16（16）
いずれも整備していない	0	3	3（3）
計	3	40	43（42）

## 2 実施計画の策定状況及び実施状況

### （1）実施計画の策定状況

実施計画の策定状況は、表 4 のとおりである。

32 機関で、実施箇所あるいは実施箇所数、実施期間、重点事項等を適宜定めた実施計画が策定されていた。

なお、未策定の 10 機関では、突発的事項をきっかけとして平成 27 年度のみ実施された特別な調査、法令等違反の疑義がある場合にのみ実施する調査であるなどの理由により、計画策定は必要ないとしていた。

実施計画については、検査等対象業種により実施頻度のランクが決められており、リスクが高い業種への立入検査の重点化が図られているもの、過去の立入検査の実施結果を考慮して実施周期の延伸・短縮が図られているもの、許認可等の有効期間を考慮して実施されているものなどがあった。

また、特定の期間（強化月間・推進月間など）に検査等を集中的に実施したり、他の検査等業務と併せて実施しているものなどもあった。

なお、実施箇所の選定等について、上司と協議がなされているものの、計画策定の決裁が行われていないものがあった。

表 4 実施計画の策定状況

		義務検査	任意検査	計（実機関数）
実施計画の策定	している	3	30	33（32）
	していない	0	10	10（10）
計		3	40	43（42）

## (2) 実施計画の実施状況

実施目標数の設定及び達成の状況は、表5のとおりである。

32機関で、実施計画において実施目標数を設定しており、そのうち、26機関で実施目標数が達成され、6機関で達成されていなかった。

目標の達成ができなかった理由としては、業務の繁忙や、対象団体との日程調整が整わないことなどによるものであった。

中には、本庁所管課から実施目標数が提示される場合で、いずれの実施機関においても目標数を達成していないものもあった。

また、実施要綱等において年間計画を策定し、各業態とも年1回以上検査等を実施するよう努めることとなっているにもかかわらず、大まかな計画が担当者により立てられているのみで、組織として進行管理もされていないことなどから、実施要綱等に定められている目標数を達成していなかった事例もあった。

表5 実施目標数の設定及び達成の状況

		義務検査	任意検査	計（実機関数）
実施目標数を設定している	実施目標数を達成している	3	24	27 (26)
	実施目標数を達成していない	0	6	6 (6)
	計	3	30	33 (32)
実施目標数を設定していない		0	10	10 (10)
計		3	40	43 (42)

## (3) 検査等の実施頻度

検査等の実施頻度の状況は、表6のとおりである。

40機関で、法令や実施要綱等に検査等を1年に1回行う等の実施回数、あるいは、実施箇所数や実施割合が規定されていたが、そのうち、定められた実施頻度どおりに検査等が実施されていたのは33機関、定められた実施頻度どおりに検査等が実施されていなかったものは6機関あった。

表 6 検査等の実施頻度の状況

		義務検査	任意検査	計（実機関数）
実施頻度を定めている	規定どおり実施されている	3	31	34（33）
	規定の実施頻度を下回る	0	6	6（6）
	実績なし	0	1	1（1）
	計	3	38	41（40）
実施頻度は定めていない		0	2	2（2）
計		3	40	43（42）

### 3 実施体制の状況

#### (1) 実施機関

検査等を専門的に行う部署を設置しているところもあったが、検査等以外の業務を併せて所管するグループ又は課において、主務担当者とグループ又は課の職員が検査等に従事している例も多かった。

また、同一の検査等事務を本庁と地方機関で分担している場合、実施要綱等の整備、実施計画の策定、検査等の実施等各種事務について、検査等の内容に応じて、分担されていた。

検査等を地方機関で実施し、一方で、本庁において免許申請や届出事務が行われている場合に地方機関に検査等対象団体等の正確な最新情報が伝えられていないものや、同一の検査等であって、検査に関する取扱いが実施機関で異なるものがあった。

このほか、地方機関へ検査権限が委任されているため、基本的には地方機関ですべての事務を行い、難しい案件の場合のみ、本庁に照会する体制がとられているものなどがあった。

#### (2) 検査等従事者数等

検査等従事者数の状況は、表7のとおりである。

職員2名以上で実施していたものが35機関、都合により職員1名で実施する場合もあるとしていたものが7機関であった。

また、1回あたりの検査等に要する時間については、3名で4.5～5日かけて実施しているものから、1名で30分程度で行っているものなど、検査等の内容によって様々であった。

表7 検査等従事者数の状況

	義務検査	任意検査	計（実機関数）
必ず2人以上で実施している	3	33	36（35）
1人で実施する場合もある	0	7	7（7）
計	3	40	43（42）

#### 4 職員の研修の状況

##### （1）職員研修

職員研修の実施状況は、表8のとおりである。

28機関が、本庁担当課等主催による担当職員向けの研修（内部研修）に、9機関が、県以外の機関・団体主催による研修（外部研修）に参加していた。一方、いずれの研修にも参加していないものは10機関あった。こうした機関の中には、時間の制約等から専門性を高めるための研修への参加がなされていないもの、担当グループ内での説明、引継で対応可能としているものや、マニュアル化を徹底する方向で指摘基準等の整備を進めており、OJTで対応可能といったものもあったが、一方で、初任者に対して組織のサポートとケーススタディの研修の充実、あるいは実践的な事例研修の機会を要望する声もあった。

表8 職員研修の実施状況

		義務検査	任意検査	計（実機関数）
内部研修	参加している	2	27	29（28）
	参加していない	1	13	14（14）
	計	3	40	43（42）
外部研修	参加している	1	9	10（9）
	参加していない	2	31	33（33）
	計	3	40	43（42）

#### 5 検査等の実施内容

##### （1）指摘基準等の設定

指摘基準等の設定の状況は表9のとおりである。

27機関で、検査等を実施した結果に対する文書指摘事項、講評（時）指摘事項、口頭指導事項などの指摘基準、改善検討を促す基準が設定されていた。

また、指摘基準を設定していないものの中には、基準は定めずに法令等に基づく、国の指摘基準に準ずる、個別事案ごとに国へ照会を行い判断を行うとするも

のなどがあった。

表9 指摘基準等の設定の状況

		義務検査	任意検査	計（実機関数）
指摘基準等の設定	している	2	25	27（27）
	していない	1	15	16（15）
計		3	40	43（42）

## （2）無通告検査の実施

無通告検査の状況は、表10のとおりである。

18機関で、無通告検査を実施していた。

無通告検査を実施している検査等には、現金の保管状況等の確認のため原則無通告で行うものと、通常は事前通知を行って検査等を実施するが、法令違反等の疑義があるなど特別な場合に限って無通告で行うとするものがあった。

表10 無通告検査の状況

		義務検査	任意検査	計（実機関数）
無通告検査	している	2	17	19（18）
	していない	1	23	24（24）
計		3	40	43（42）

注：「している」には、法令違反等の疑義があるなど特別な場合に限って無通告検査を行う場合を含む

## （3）検査重点項目の設定

検査重点項目の設定状況は、表11のとおりである。

20機関で、検査重点項目の設定をしていた。

設定にあたっては、前回の立入検査時に指摘の多かった事項や社会情勢を反映した案件を考慮しているもの、国からの通知に基づいているものなどとなっていた。

表11 検査重点項目の設定状況

		義務検査	任意検査	計（実機関数）
検査重点項目の設定	している	3	18	21（20）
	していない	0	22	22（22）
計		3	40	43（42）

#### (4) 検査等の効率化

資料の事前提出の状況は、表12のとおりである。

15機関で、検査等に当たってあらかじめ資料の提出を求めている。

表12 資料の事前提出の状況

		義務検査	任意検査	計(実機関数)
あらかじめ資料の提出	求めている	3	13	16(15)
	求めていない	0	27	27(27)
計		3	40	43(42)

#### (5) 内部けん制機能に関する検査

内部けん制機能に関する検査の状況は、表13のとおりである。

15機関で、団体等における内部検査制度の運用状況や内部けん制機能に関して検査するなどの取組がなされていたが、主なものは次のとおりであった。

事業所において業務主任者の責務とされている保安教育の年間計画の作成、実施状況について、立入検査時に確認している。

(消防総務課：液化石油ガス法関係立入検査)

「業務管理体制点検用シート」を事前に提出させ、検査時にヒアリングを実施している。

(高齢者福祉課：介護保険施設等実地指導・監査、  
障がい福祉課：指定障害福祉サービス事業所等指導)

管理体制・内部監査等の調書項目を設け確認している。

(子ども・子育て支援課：保育所指導監査)

組合の規程集・関係書類の閲覧、内部検査担当部署の職員等からの聞き取りにより、内部監査の諸規定、チェックリスト等の整備状況、内部監査の実施状況、指摘された問題点についての改善状況等を確認している。

(農業経営課：農業共済組合に対する検査)

管理者の設置義務を設けており、検査の際に、管理者の選任及び業務上の監督状況について聴取している。

(警察本部生活安全企画課：古物商等への立入及び調査)



表13 内部けん制機能に関する検査

		義務検査	任意検査	計（実機関数）
内部けん制機能の検査	している	3	13	16（15）
	していない	0	27	27（27）
計		3	40	43（42）

（6）関係機関との連携

県と国や市町村等による合同検査や情報共有、あるいは、本庁担当課、担当以外の関係課、各地方機関等の合同検査や情報共有等、検査等の内容に応じて関係機関と連携する取組が多数あった。

6 検査等の実施結果の取扱い

（1）検査結果の報告・復命

検査結果の報告・復命の状況は、表14のとおりである。

実績のない1機関を除く41機関すべてで、検査結果について書面での報告・復命を行うこととされていた。

実施要綱等で検査結果の報告・復命等に関する規定があるものについては、おおむね各規定に従って報告・復命がなされていた。

なお、検査結果が台帳に記載されているものの、不適正事案があった場合のみ、上司へ報告することとしているものが1機関あった。

表14 検査結果の報告・復命の状況

		義務検査	任意検査	計（実機関数）
書面での検査結果の報告・復命	している	3	39	42（41）
	していない	0	0	0（0）
	実績なし	0	1	1（1）
計		3	40	43（42）

（2）検査結果の通知、改善措置状況の報告等

検査結果の通知、改善措置状況の報告等の状況は、表15のとおりである。

42機関すべてで検査結果の通知が行われていたが、そのうち、文書によるものが22機関、口頭によるものが8機関、文書又は口頭によるものが12機関あった。

実施要綱等で検査結果の通知に関する規定があるものについては、おおむね各

規定に従って通知がなされていた。なお、実施要綱では、文書により改善を求める場合は、調査実施後おおむね1ヶ月以内に通知する旨の規定がされているにもかかわらず、年度末に一括して年間の検査結果を通知しているものが1機関あった。

また、該当事例がない3機関を除く39機関すべてで検査結果通知に対する改善措置状況の報告がなされていたが、そのうち、文書によるものが30機関、口頭によるものが2機関、文書又は口頭によるものが7機関あった。

なお、該当事例のない3機関を除く39機関すべてで改善措置状況の報告に対する確認が行われていた。確認方法としては、実地又は書面によるものが17機関、実地、書面又は口頭によるものが10機関、書面によるものが10機関などであった。実地確認の時期は、直ちに行うものと、次回検査時に行うものなど検査等の内容に応じて様々であった。

表15 検査結果の通知、改善措置状況の報告等の状況

			義務検査	任意検査	計（実機関数）
検査結果の通知	通知している	文書	3	20	23 (22)
		口頭	0	8	8 (8)
		文書又は口頭	0	12	12 (12)
		計	3	40	43 (42)
	通知していない		0	0	0 (0)
計			3	40	43 (42)
改善措置状況の報告	報告されている	文書	3	28	31 (30)
		口頭	0	2	2 (2)
		文書又は口頭	0	7	7 (7)
		計	3	37	40 (39)
	報告されていない		0	0	0 (0)
	該当事例なし		0	3	3 (3)
計			3	40	43 (42)
改善措置状況の報告に対する確認方法	確認している	実地、書面又は口頭	1	10	11 (10)
		実地又は書面	2	15	17 (17)
		実地	0	2	2 (2)
		書面	0	10	10 (10)
		口頭	0	0	0 (0)
		計	3	37	40 (39)
	確認していない		0	0	0 (0)
	該当事例なし		0	3	3 (3)
計			3	40	43 (42)

注：改善措置状況の報告について、宣誓書・変更届の提出による場合は、「文書」による報告とみなす。

改善措置状況の報告に対する確認方法について、宣誓書、写真等で確認の場合は、「書面」による確認とみなす。

### (3) 検査結果の同業団体等への情報提供

検査結果の同業団体等への情報提供の状況は、表16のとおりである。

16機関で、検査結果の同業団体等への情報提供が行われていた。同業団体等が集まる会議や研修会等の場において、検査結果の概要、指摘の多い事項の周知などによる注意喚起が行われ、法令遵守や不適正事案の未然防止等の取組がなされていた。

また、検査等の際に、同様の指摘を受けた施設が3つ以上あった場合には、当該項目について全施設に対して注意喚起をするなど、ルールを決めて取り組んで

いる事例もあった。

表16 検査結果の同業団体等への情報提供の状況

		義務検査	任意検査	計（実機関数）
検査結果の同業団体等への情報提供	している	2	15	17（16）
	していない	1	25	26（26）
計		3	40	43（42）

#### （４）検査結果の総括・分析、公表

検査結果の総括・分析、公表の状況は表17のとおりである。

22機関で、検査結果の総括・分析が行われていたが、内容や活用方法は検査等の実態により様々であった。総括・分析の結果を集団指導の際に公表するとともに、次年度の指摘基準や重点チェックポイントに反映したり、事業計画作成時に検査結果を踏まえた監視強化を検討するなどの取組がなされていた。

19機関で、検査等の実施件数、結果の概要等が県のホームページ、状況書・報告書、各種統計資料等により公表されていた。

また、法に基づき行政処分したものについては、報道発表により公表されているものもあった。

検査結果を公表しない23機関の中には、法令や実施要綱等に公表についての定めがないとするものがあったほか、団体数が少なく、検査結果を公表すると団体が特定されるため、協力を得づらくなるといったものもあった。

表17 検査結果の総括・分析、公表の状況

		義務検査	任意検査	計（実機関数）
検査結果の総括・分析	している	2	20	22（22）
	していない	1	20	21（20）
計		3	40	43（42）
		義務検査	任意検査	計（実機関数）
検査結果の公表	している	1	18	19（19）
	していない	2	22	24（23）
計		3	40	43（42）

#### 7 不適正事案等に対する対応

不適正事案（県民からの苦情や情報提供、県内及び県外で生じた事件・事故等）

への対応については、20機関から回答があった。

県民からの情報提供を受けて、対象団体に対する事実確認や、ほかに同様な事例がないか点検実施を指導するなどの対応がなされるとともに、これらの不適正事案の未然防止のため、同業他団体に対しても、同様の点検実施を促すとともに、文書による注意喚起を行っているものがあった。

また、県外での災害発生、殺傷事件等に伴い、利用者の安全確保や非常災害時の体制強化の徹底に関する通知を発出するなどの対応がとられていたものも相当数あった。

## 第4 監査意見

県では、法令等に基づき、環境、医療、福祉、農林水産業、土木等、多岐にわたる分野において、団体等に対する各種検査等を実施している。これらの検査等が適切に行われることは、団体等の事業の適正な運営確保につながり、ひいては県民の安心感を高め、県行政に対する信頼を深めることになる。

今回、事前調査を踏まえて、各部局の処理事務数の構成割合や事務の内容を考慮の上、27事務・42機関を選定し、監査を実施した結果、おおむね適切に実施されているものと認められたが、今後は、以下に述べる意見について留意し、より効率的、効果的で適切な検査等の執行に努められたい。

### 1 実施要綱等及び検査等マニュアルの整備等

#### (1) 実施要綱等の整備及び見直しについて（共通）

検査等を実施するにあたって、その主旨や目的、あるいは、実施方針などの基本的事項を定めた実施要綱等を整備することは、検査等実施の意義や必要性などの明確化につながり、検査等を着実に遂行する上で重要である。

監査の結果では、実施要綱等が整備されていないもの、また、実施要綱等が整備されている検査等にあっても、実施要綱等が古いままで見直しが行われていないものなどがあった。

については、実施要綱等が整備されていない検査等にあっては、検査等の内容を確認の上、実施要綱等の必要性について今一度検討されたい。

また、実施要綱等の古いものなどについては、検査等の実施にあたり支障のないよう、適宜、内容の見直しを図られたい。

#### (2) 検査等マニュアルの整備及び見直しについて（共通）

検査等マニュアルを整備し、検査等の実施手順や実施基準、根拠法令や解釈と関連づけたチェック項目などを設け、ルールの規定化を図ることは、検査等のレベルを確保し、担当者間での検査結果のばらつきを防止する上で効果的であり、検査等の円滑な実施が期待できる。

監査の結果では、法令等の規定を直接違反か否かの判断材料として検査等を実施する事務（3機関）については、検査等マニュアルが整備されていなかった。また、それ以外の事務においては、すべて検査等マニュアル、あるいは、それに代わるものが整備されていたが、これらの中には、検査項目や手順等を定めていないもの、不適とする項目について、指導区分（文書・口頭）の判断基準がなく、同じ事務を行う地方機関の間で取扱いに差が生じる可能性が懸念されるもの、制

定された年月日が不明で、決裁が行われた形跡が見られないものがあった。

については、検査等の事務の円滑化、実施内容の平準化による公平性の確保に向け、適宜、検査等マニュアルの整備、あるいは、内容の見直しを図られたい。

また、検査等マニュアルの整備にあたっては、決裁権者による決裁を行い、組織として整備されたい。

## 2 実施計画の策定

### (1) 実施計画の策定について（共通）

検査等の実施にあたっては、所期の成果の達成に向けて、実施計画に当該年度実施する検査等の対象団体や実施時期等をあらかじめ定め、検査等を確実に実施するよう努める必要がある。

監査の結果では、具体的な実施計画を策定していないものや、計画の策定にあたって決裁が行われていないものがあった。

については、検査等の性質（計画的に実施するものか、法令等に違反している場合のみ実施するものか など）を確認の上、必要に応じて実施計画を策定されたい。

また、その場合にあつては、決裁権者による決裁を行い、組織として策定されたい。

### (2) 目標達成に向けた取組の進行管理について（共通）

監査の結果では、おおむね実施計画に掲げた実施目標のとおり検査等が実施されていたが、中には、業務の繁忙や、対象団体との日程調整が整わないことなどを理由として、実施計画に掲げられた箇所の検査を実施していないものがあった。

については、日頃から業務の進捗状況を的確に把握し、年度中途に、適宜、実施期間の延長など、計画の見直しを図り、目標達成に向けた進行管理に努められたい。

また、本庁所管課から実施目標数が提示される場合で、いずれの実施機関においても目標数を達成していない検査等があったが、こうしたものについては、目標数設定の妥当性を検証されたい。

## 3 検査等の実施体制

### (1) 実施体制の状況について（共通）

検査等の実施体制については、大半の検査等で複数体制をとっているが、中には、都合により1名で実施する場合もあるとしていた事例があった。

については、事故や紛争を未然に防ぐ観点から2名以上で実施することが適切であることから、引き続き、検査等の目的を達成するために必要な人員の確保と担当事務の適切な割り振りについて配慮をお願いしたい。

また、検査等を地方機関で実施し、一方で、本庁において免許申請や届出事務を行っている場合に地方機関に検査等対象団体等の正確な最新情報が伝えられていないものや、同一の検査等であって、検査に関する取扱いが地方機関で異なるものがあった。

については、所管課におかれては、地方機関との情報共有に努め、実施において齟齬のないよう連携を図られたい。

#### 4 職員の研修等

##### (1) 新任担当職員・実務担当職員の育成について（共通）

検査等の業務は、直接県民の生活や社会経済活動に関わり、公正の確保や透明性の向上が求められる。そのためには、日頃から担当職員の研鑽が不可欠であり、研修等の充実を図る必要がある。

監査の結果では、マニュアル化の徹底とOJTで対応可能であるとするものがある一方、経験の浅い職員に対して組織のサポートとケーススタディの研修の充実、あるいは実践的な事例研修の機会を要望する声が聞かれた。

また、時間の制約等から専門性を高めるための研修への参加がなされていないものもあった。

については、担当職員が業務知識を十分習得し、検査技術レベルを向上できるよう、研修機会の確保、研修内容の充実に積極的に取り組まれるとともに業務知識や経験が豊富な職員から経験の浅い職員への検査技術の円滑な継承、外部研修受講者による関係職員に対する伝達研修などにも努められたい。

特に、年度当初にあっては、新任担当職員の事務の不慣れによる事務処理の遅延やミス等の発生が考えられるので、年度初めの早い時期に担当者会議等を開催することにより、新任担当職員も含めた実務担当職員の育成や情報共有に努められたい。

#### 5 検査等の実施結果の取扱い

##### (1) 検査結果の報告・復命について（共通）

特に問題が見られなかった場合には、検査結果を台帳に記載するのみで、上司への報告を行わないこととしているものがあった。進捗状況を所属長に適宜報告するなど、所属内における情報共有に努められたい。

##### (2) 検査結果の通知について（共通）

検査等の重要な点は実施することのみではなく、検査等の実施後、結果の適否を団体等に通知し、不適切な点について確実に改善されることにある。



監査の結果では、団体等への検査結果の通知について、口頭による方法のみで実施している検査等があった。

については、その内容に応じて、適宜、書面の手交を行うなど、対象団体等と検査等実施機関との間で認識の相違等生じないように留意し、確実な改善につなげられたい。

また、実施要綱等で調査実施後おおむね1ヶ月以内に通知する旨の規定がされているにもかかわらず、年度末に一括して年間の検査結果を通知しているものがあったが、検査結果の通知にあたっては、実施要綱等に定められた期間内に行うよう改善されたい。

### (3) 改善措置状況報告に対する確認について（共通）

改善措置状況の報告に対する確認は、実地や書面、口頭など様々なものがあった。引き続き確実な方法かつ最適な時期での確認に取り組まされたい。また、改善を要する事項の再発防止や類似事案の未然防止に向けて、検査後における適宜適切な指導や注意喚起にも努められたい。

### (4) 検査結果の同業団体等への情報提供について（共通）

検査結果や不適正事案の概要等の情報を周知することは、自主的な改善や不適正事案の未然防止に有効な手段である。

監査の結果では、検査結果の同業団体等への情報提供の取組が実施されていない機関もあった。

については、研修会・講習会等様々な機会を利用し、同業団体等に対する検査結果の情報提供について積極的に取り組まされたい。

### (5) 検査結果の総括・分析について（共通）

検査結果の総括・分析は、検査等実施の効率化、公正化を図るために重要である。

監査の結果では、検査結果の総括・分析が行われていない機関があった。

については、年度ごとの総括・分析を行い、次年度の指摘基準や重点項目の設定、事業計画の策定への反映など、より効果的な検査となるよう努められたい。

## 6 参考事例

検査等の実施にあたって、事務の簡素化、効率化、改善等に取り組まれた事例の一部を紹介するので、執務の参考とされたい。

### (1) 専門的知識を有する者の活用

□公認会計士と毎年度契約を締結し、財務会計等について専門的な見地から検査を実施させるなど、専門的知識を有する者の活用が図られていた。

(環境生活総務課消費とくらしの安全室：消費生活協同組合運営状況検査)

## (2) 実施体制の効率化

□社会福祉施設の指導監査については、健康福祉部の各担当課・グループが主に利用者の処遇関係を、地域福祉課福祉基盤・監査指導スタッフが共通事項(管理・施設関係)を受け持つ形となっており、検査等の担当区分を設定し、合同で実施されている。

また、検査等の実施、結果通知等検査等に係るほとんどの事務について、健康福祉部各課が連携して効率的に指導監査を行うシステムが構築されている。

(地域福祉課：生活保護施設監査他)

□医療機関への立入検査について、各保健所がそれぞれの職員数に応じて実施可能な班編成を組み、計画的に実施されている。特に放射線技師など県全体でも人数が少ない専門職については、他保健所からの応援や専門職同士の研修等により体制の確保が図られている。

(松江保健所・浜田保健所：医療機関への立入検査)

## (3) 検査技術向上の取組

### ア 研修の実施にあたって工夫している取組

□環境政策課主催の初任者向けの担当職員事務処理研修が年度当初に実施されているほか、事例発表などのスキルアップ研修が実施されている。

(浜田保健所：水濁法第22条第1項に係る立入検査)

□食品表示の検査に係るノウハウを継承するため、平成28年度から専門知識を有する薬事衛生課の嘱託職員による研修が実施されている。

(雲南保健所・県央保健所：食品表示法に基づく食品衛生施設の監視指導)

### イ 担当職員の資質向上のための取組

□所管課において、各保健所からの相談事例や県民からの苦情などがファイルされており、必要に応じて照会するようにしている。また、各保健所の環境関係課長会議において、事例研究が行われている。

(松江保健所・益田保健所：産業廃棄物関連立入検査)

□生活保護事務は平成21年度より全市町村へ移管されており、県職員は現場を経験することがない。これに対応するため、生活保護施設への監査はマニュアル

化を徹底する方向で指摘基準等の整備を進めており、担当が変わってもこれらを使ってのOJTで対応できるようになっている。

(地域福祉課：生活保護施設監査)

□保育所監査に係る根拠通知等をまとめた担当職員ごとの業務必携が整備されている。

(子ども・子育て支援課：保育所指導監査)

□指摘事項や措置状況等を記録した「指導監査改善状況管理台帳」のデータを関係職員間で情報共有し、指摘事項の平準化を図っている。

(地域福祉課：生活保護施設監査他)

□経験の浅い担当者が多いことから、検査マニュアルの整備、教養の実施、立入時に使用するわかりやすいチェック票の作成などを行っている。

(警察本部生活安全企画課：古物商等への立入及び調査)

#### (4) 検査等の効率化

□医療事故防止対策、院内感染対策、防災対策等県の独自項目については、自主点検票を事前に送付して記入をしてもらい、検査の際のヒアリングに活用することとなっている。

(松江保健所・浜田保健所：医療機関への立入検査)

□指導基準、指摘指針を反映した「調査資料」「自己点検シート」等を事前に作成・提出させて内容を把握し、現場での実態チェックにも使用することで、指導監査を効率的に実施するとともに、業者への自覚を促している。

(高齢者福祉課：介護保険施設等実地指導・監査  
障がい福祉課：指定障害福祉サービス事業所等指導)

□年度毎に検査結果を総括し、集団指導の際に公表するとともに、次年度の「重点チェックポイント」に反映している。

(障がい福祉課：指定障害福祉サービス事業所等指導)

□複数の立入検査を組み合わせて実施することで効率化を図っている。

(雲南保健所：食品表示法に基づく食品衛生施設の監視指導他)

□事例やマニュアル、通知などは、薬事衛生課で共有フォルダが保存されており、各保健所からアクセスできるようになっている。

(出雲保健所：薬局、店舗販売業、管理医療機器販売業への立入検査)

□対象事業所の規模に応じて立入検査の実施周期を定めており、検査結果に基づき周期の延伸・短縮が図られている。

(商工政策課：食料品製造業・流通業立入検査)

□現時点の実施状況を把握しやすいように一覧表を作成し、いつでも閲覧できる警察情報ネットワーク用パソコンのファイルサーバーで掲示し、情報共有している。

(警察本部生活安全企画課：古物商等への立入及び調査)

□立入を実施している地域警察官から、立入計画を半年ごとに提出させることで、前半までの実施状況を確認するとともに、後半の実施計画の見直しを行うよう「実施要領」に規定されている。

(警察本部生活安全企画課：古物商等への立入及び調査)

平成28年度 行政監査の結果に関する報告書

平成29年3月発行

島根県監査委員

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県監査委員事務局

TEL(0852)22-6651 / FAX(0852)22-6212

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス [kansa@pref.shimane.lg.jp](mailto:kansa@pref.shimane.lg.jp)